

★平成28年度版税務ハンドブック正誤表

	誤	正	更新日
P59	○資本的支出の取得価額の特例 の下記一文を削除 (経過措置) なお、この改正に伴い、以下の経過措置が設けられています。		9月14日
P95	■消費税等に係る会計処理 3. 控除対象外消費税等の処理方法 表内(②と③)		12月8日
	② 特定課税仕入れに係るもの	→ (特定課税仕入れに係るものを除きます)	
	③ ①②以外のもの(経費、～に係るもの)。	→ ② ①以外のもの(経費、～に係るもの)。	
P111	■税額控除 11. 生産性向上設備等を取得した場合の税額控除 説明欄(6行目と8行目)		7月27日
	・平26. 1. 20～平28. 3. 31終了事業年度は	→ ・平26. 1. 20～平28. 3. 31事業供用分は	
	・平28. 4. 1～平29. 3. 31終了事業年度は	→ ・平28. 4. 1～平29. 3. 31事業供用分は	
P119	2 配当所得 4. 配当金の課税 表内(所得税欄と住民税欄の2箇所) 総合課税または申告不要		2月17日
	→ 総合課税、申告分離課税または申告不要		
P123	3 不動産所得 1. 意義 説明欄の ・譲渡所得となるもの ②		8月22日
	②(地代年額×20) > 借地権等の設定対価	→ ②(地代年額×20) < 借地権等の設定対価	
P140	■合計所得金額の判定 説明欄の6行目		9月14日
	その者が老年者、寡婦(夫)～	→ その者が寡婦(夫)～	
	■合計所得金額の判定 説明欄の9行目 金額に一般株式等 を下記に差し替え 金額に申告分離課税の適用を受けることとした配当所得等の金額(譲渡損失との損益通算後)、一般株式等		
P142	○株式等の譲渡、配当等に係る課税方式 ※書き(最下段) ※税率はいずれも20%～		12月20日
	→ ※譲渡所得の課税方式欄の税率はいずれも20%～		
P165	4. 小規模企業共済等掛金控除 説明欄の2行目 を下記に差し替え 金、確定拠出年金の企業型年金掛金又は個人型年金掛金の合計額		9月14日
P166	5. 生命保険料※控除 説明欄の※書きを下記に差し替え ※証明書の添付又は提示が必要(旧契約の一般生命保険で年間保険料が9千円以下は不要) *		9月14日
P167	7. 寄附金控除 3行目		11月10日
	合計所得金額×40%	→ 総所得金額等×40%	
P186	■災害減免法による減免 フローチャート内		9月14日
	総所得金額等	→ 所得金額の合計額	
	総所得金額	→ 所得金額の合計額	
P251	【参考】複利表(抜粋)(平成27年12月分) の表内 年0.75%の と記載されている箇所(6箇所あり)		7月27日
	年0.75%の	→ 年0.5%の	

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内
(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>)に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

株式会社コントロール社